

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月22日

【事業年度】 第19期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 あんしん保証株式会社

【英訳名】 Anshin Guarantor Service Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 雨坂 甲

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川四丁目12番4号

【電話番号】 03-6627-3440(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部担当 中西 光明

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東品川四丁目12番4号

【電話番号】 03-6627-3440(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部担当 中西 光明

【縦覧に供する場所】 あんしん保証株式会社大阪支店
(大阪市北区梅田一丁目1番3号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
営業収益 (千円)	2,323,660	2,741,968	3,182,718	3,542,472	3,946,730
経常利益 (千円)	326,386	160,850	340,045	454,301	799,866
当期純利益 (千円)	216,686	96,858	209,066	299,673	541,742
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	680,917	680,942	680,942	680,942	680,942
発行済株式総数 (株)	17,975,700	17,976,600	17,976,600	17,976,600	17,976,600
純資産額 (千円)	1,934,578	1,999,288	2,172,793	2,435,649	2,941,253
総資産額 (千円)	2,479,015	2,979,913	3,932,383	5,054,147	6,271,533
1株当たり純資産額 (円)	107.42	110.81	120.44	135.11	163.25
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	7.00 (5.00)	2.00 ()	2.00 ()	2.00 ()	3.00 ()
1株当たり当期純利益金額 (円)	12.28	5.39	11.63	16.67	30.14
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	12.08	5.39			
自己資本比率 (%)	77.9	66.8	55.1	48.1	46.8
自己資本利益率 (%)	11.9	4.9	10.1	13.0	20.2
株価収益率 (倍)	53.0	60.9	23.1	14.6	13.2
配当性向 (%)	29.9	37.1	17.2	12.0	10.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	242,448	384,758	348,108	1,052,404	397,626
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	150,624	204,816	85,335	77,650	35,587
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,331	264,407	664,167	735,935	36,060
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	750,424	425,257	655,981	894,799	1,220,778
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	80 〔25〕	88 〔28〕	99 〔24〕	97 〔21〕	112 〔21〕
株主総利回り (比較指標：TOPIX) (%)	229.2 (110.1)	116.8 (124.9)	96.8 (115.8)	88.8 (102.1)	143.4 (142.2)
最高株価 (円)	3,120 856	687	361	435	493
最低株価 (円)	715 592	311	185	212	206

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益は、非課税につき消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 第17期から第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 2017年3月期の配当額には、記念配当5円を含んでおります。また、2021年3月期の配当額には、特別配当1円を含んでおります。
6. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。前事業年度に比べ従業員数が15名増加しておりますが、主な理由は、業務の拡大に伴い期中の採用を強化したものによります。
7. 当社は2016年12月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。なお、第15期の1株当たり配当額は当該株式分割前の1株当たり中間配当額5円と当該株式分割後の1株当たり期末配当額2円を合算した金額となっております。これは当該株式分割の影響を考慮しない場合の年間の1株当たり配当額11円に相当します。
8. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。
9. 印は、株式分割(2016年12月1日効力発生日、1株 3株)による権利落後の株価であります。

2 【沿革】

当社は、2002年12月16日に東京都港区新橋において、不動産の賃貸借における家賃債務の保証業務を行うことを目的とする会社として、賃貸あんしん保証株式会社を設立いたしました。

その後、クレジットカード事業者との提携を模索する中、2003年12月に株式会社ライフ(現ライフカード株式会社)と業務提携を行い、家賃債務の保証に加え、不動産管理会社(賃貸人を含む)へ家賃等の立替を行うサービスの提供を開始いたしました。

当社設立以後の経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
2002年12月	東京都港区新橋に賃貸あんしん保証株式会社を設立(資本金5,000万円)。
2003年1月	大阪支店の開設。
"	京都管理センター(現カスタマーセンター)の開設。
2003年3月	滞納報告型商品の販売開始。
2003年12月	株式会社ライフ(現ライフカード株式会社)と業務提携。
"	保証商品「ライフあんしんプラス」の販売開始。
2004年5月	増資(資本金8,000万円)。
2005年4月	増資(資本金1億1,000万円)。
2006年5月	増資(資本金2億4,500万円)。
2007年2月	大分支店(現福岡支店)の開設。
2007年8月	増資(資本金4億2,725万円)。当社はアイフル株式会社の子会社となる。
2007年9月	増資(資本金4億4,600万円)。
2008年7月	「不動産賃借保証管理システム」の特許取得(特許第4150659号)。
2010年6月	本社を東京都港区芝に移転。
2012年11月	札幌支店の開設。
2013年2月	さいたま支店の開設。
2013年9月	増資(資本金4億8,450万円)。
2013年10月	名古屋支店の開設。
2013年12月	仙台支店の開設。
2014年3月	ストック・オプションの権利行使による資本金の増加(資本金5億6,200万円)。
2014年4月	岡山支店の開設。保証商品「あんしんプラス」の販売開始。
"	指定信用情報機関CICへ加盟(株式会社シー・アイ・シー運営)。
2014年7月	新潟支店の開設。賃料のクレジットカード決済商品販売開始。
2014年10月	本社を東京都中央区京橋に移転。
2015年4月	当社はアイフル株式会社をその他の関係会社とする。
2015年7月	当社商号を賃貸あんしん保証株式会社からあんしん保証株式会社に変更。
2015年11月	東京証券取引所マザーズに上場。増資(資本金6億3,587万円)。
2015年12月	ストック・オプションの権利行使等による資本金の増加(資本金6億6,437万円)。
2016年5月	株式会社アプラスと業務提携。
2016年7月	沖縄営業所(現 沖縄支店)の開設。
"	イオンカードの家賃決済と当社の家賃保証を組み合わせたサービスの提供開始。
"	ストック・オプションの権利行使による資本金の増加(資本金6億7,036万円)。
2016年8月	ストック・オプション及び有償ストック・オプションの発行。
"	ストック・オプションの権利行使による資本金の増加(資本金6億7,492万円)。
2017年2月	ストック・オプションの権利行使による資本金の増加(資本金6億8,091万円)。
2017年4月	ストック・オプションの権利行使による資本金の増加(資本金6億8,094万円)。
2017年12月	家賃債務保証業者登録(国土交通大臣(1)第11号)。
2019年8月	本社を東京都品川区東品川に移転。
2021年5月	東京証券取引所市場第一部へ上場市場変更。

3 【事業の内容】

当社は、「人として社会に感謝し、地域社会の発展に挑む」という企業理念を掲げ、賃貸借契約における家賃債務の人的保証すなわち連帯保証人制度を法人として引き受ける機関保証会社として、家賃債務の保証事業を展開しております。

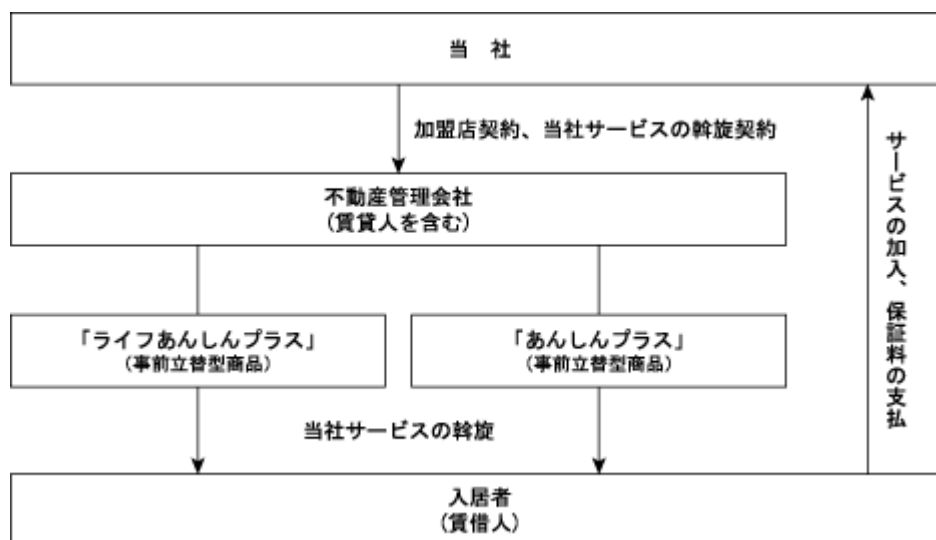
当社は、「ライフあんしんプラス」や「あんしんプラス」などの保証商品の販売を中心に事業を展開しており、身内の方を連帯保証人にすることで本来協力しあう関係にある貸借人と連帯保証人との不和の原因となり得る現状の抑制に向け、業容の拡大に取り組んでおります。これは、連帯保証人制度に代わる住環境のインフラの一端として、賃借人や連帯保証人の便益を向上させ、且つ、賃借人と貸借人との間で起きるトラブルを抑制するセーフティネットとなることで、不動産賃貸業界の活性化の一助となることを目的としております。

当社は、入居者（賃借人）が家賃を支払う前に当社が不動産管理会社（貸借人を含む）へ全額立替払いを行う「事前立替型」保証商品を提供する家賃保証会社であります。この「事前立替型」保証商品は、家賃債務保証業界において主流である家賃の滞納が発生した場合に初めて代位弁済を行う「滞納報告型」保証商品の弱点である「不動産管理会社（貸借人を含む）の家賃管理事務の煩雑さ」と「不動産管理会社（貸借人を含む）に対する入居者（賃借人）の賃料滞納時の未回収リスク」を排除した、新しい形の家賃債務保証商品となります。

「事前立替型」保証商品は当社が家賃債務保証業界において先駆的に販売を開始した商品となります。そのラインナップは、クレジットカード事業者（ライフカード株式会社、1、以下略称：ライフカード）との業務提携に依る商品である「ライフあんしんプラス」および信用情報機関（株式会社シー・アイ・シー、2、以下略称：CIC）への加盟により適切な与信機能を確認し、保証実行リスクを抑えた当社が立替を行う商品である「あんしんプラス」があります。なお、「事前立替型」保証商品を運用する仕組みについて、当社は2008年7月にビジネスモデル特許（特許第4150659号）を取得しております。

- 1 ライフカード株式会社は、当社のその他の関係会社であるアイフル株式会社の連結子会社であります。
- 2 株式会社シー・アイ・シーは、割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関であります。割賦販売や消費者ローン等のクレジット事業を営む企業は法律上、取引顧客への融資状況や返済状況などを報告することが義務付けられております。同様に貸付に際しても、累積された上記情報を参照し、与信を実施しております。同機関へは割賦販売や消費者ローン等のクレジット事業を営む企業以外にも加盟することが可能となっておりますが、加盟企業は信用力・資金力の保有・コンプライアンスの浸透等、一定の条件をクリアする必要があります。

事業の系統図は、次のとおりであります。



注) 当社が提供する保証商品は主に事前立替型商品となりますが、滞納報告型商品もあります。

事前立替型商品とは入居者（賃借人）の支払より前に保証会社（当社）又はその委託を受けた者（ライフカード）が不動産管理会社（賃借人を含む）へ賃料等を前払で立替を行う商品であります。滞納報告型商品とは賃料等の集金を不動産管理会社（賃借人を含む）が行い、滞納があった場合に保証会社（当社）より不動産管理会社（賃借人を含む）へ代位弁済を行う商品であります。

(1) 「ライフあんしんプラス」(事前立替型保証商品)

入居者(賃借人)が支払うべき家賃等について、入居者(賃借人)の家賃等を支払期日より前に、クレジットカード事業者(ライフカード)が不動産管理会社(賃貸人を含む)へ立替を行い、家賃等債務の保証を実施するサービスであります。本商品はクレジットカード事業者(ライフカード)との業務提携により実現している商品であります。当社が他社に先駆けて販売したことから家賃債務保証業界全体としては類似モデルを導入している会社が少ないビジネスモデルとなります。

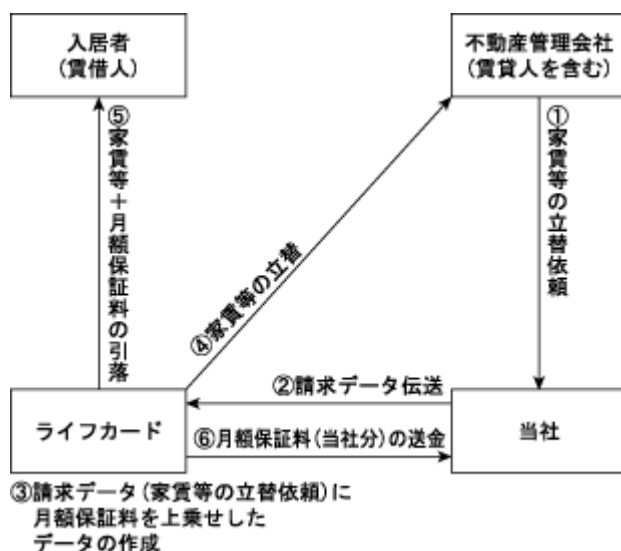
入居者(賃借人)から保証契約時、保証契約更新時及び毎月の家賃等の引落時に、それぞれ初回保証料、更新保証料及び月額保証料を受領し、これらが当社の収益となります。フィー型のビジネスモデルであることから安定した収益基盤の構築が可能となっております。

当社は、不動産管理会社(賃貸人を含む)が入居者(賃借人)の家賃等の滞納によって、自己資金の持ち出しや滞納債権を抱えるリスクを排除し、不動産管理会社(賃貸人を含む)に対して滞納家賃等債務の保証を退去時まで行うサービスの提供を実施しております。

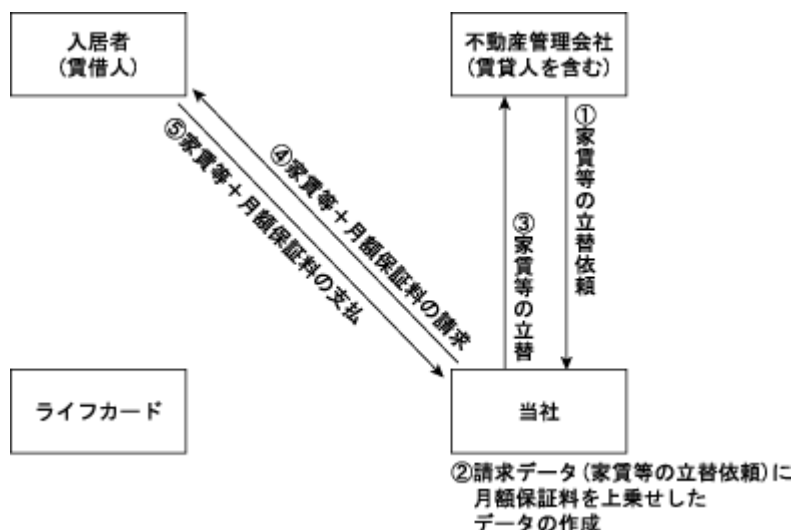
入居者(賃借人)の家賃等の未滞納者及び1ヶ月目から3ヶ月目までの滞納者はライフカードが家賃と月額保証料等を入居者(賃借人)の登録口座から引落を行います。家賃等の滞納が4ヶ月目に当社がライフカードに対して家賃等滞納債権の代位弁済を行います。家賃等の滞納が4ヶ月目以降(代位弁済実行後)の滞納者はライフカードに代わって当社が入居者(賃借人)に対して家賃と月額保証料等の請求を行います。

本サービスの概念図は、次のとおりであります。

未滞納者及び滞納1ヶ月目から3ヶ月目までの滞納者



滞納4ヶ月目以降（ライフカードへの代位弁済実行後）の滞納者



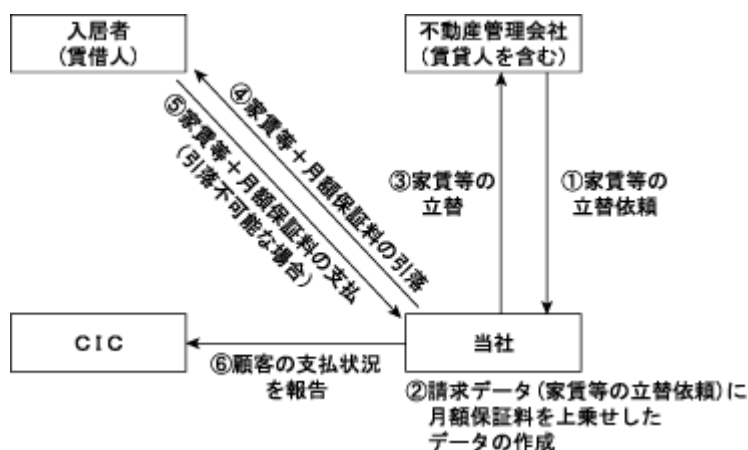
(2) 「あんしんプラス」(事前立替型保証商品)

「ライフあんしんプラス」がクレジットカード事業者による家賃等の立替を行うサービスであることに対して、「あんしんプラス」は当社が家賃等の立替を行うサービスとなります。入居者（賃借人）が支払うべき家賃等について、入居者（賃借人）の家賃等を支払期日より前に当社が不動産管理会社（賃貸人を含む）へ立替を行い、家賃等債務の保証を実施するサービスであります。

入居者（賃借人）から保証契約時、保証契約更新時及び毎月の家賃等の引落時に、それぞれ初回保証料、更新保証料及び月額保証料を受領し、これらが当社の収益となります。フィー型のビジネスモデルであることから安定した収益基盤の構築が可能となっております。

また、当社は入居者（賃借人）から家賃等の支払を受けるため、入居者（賃借人）の滞納賃料等の一部について未回収金が発生する場合があります。家賃等の未回収リスクをヘッジするためには、高い審査能力を保有している必要があります。当社は信用情報機関CICに加盟していることから申込者の支払能力を正確に把握し、当社独自の審査を行っております。

本サービスの概念図は、次のとおりであります。



(3) その他商品（滞納報告型商品）

入居者（賃借人）による家賃等の滞納が発生した場合に不動産管理会社（賃貸人を含む）より、滞納の報告（代位弁済の請求）を受け、滞納家賃等の代位弁済を行うサービスであります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) アイフル株式会社	京都市下京区	94,028,617	ローン事業 信用保証事 業	(被所有) 37.75 (内、間接 2.10)	役員の兼任・・・1名

(注) 有価証券報告書の提出会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
112〔21〕	35.0	5.5	4,844

事業部門の名称	従業員数(名)
営業部門	34〔6〕
審査部門	24〔7〕
債権管理部門	24〔7〕
全社(共通)	30〔1〕
合計	112〔21〕

- (注) 1. 従業員数は正社員の就業人員であります。
 2. 前事業年度末に比べ従業員数が15名増加しております。主な理由は、業務の拡大に伴い期中の採用を強化したものであります。
 3. 従業員数欄の[外書]は臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
 4. 臨時従業員にはパートタイマー及び嘱託契約の従業員を含みます。
 5. 平均勤続年数は、他社から当社への出向者を含まない正社員の年数であります。
 6. 平均勤続年数は、転籍異動した者の転籍元会社での勤続年数を通算しております。
 7. 平均年間給与は、他社から当社への出向者を含まない正社員の賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 8. 当社は、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「人として社会に感謝し、地域社会の発展に挑む」という企業理念を掲げ、賃貸借契約における家賃債務の人的保証すなわち連帯保証人制度を法人として引き受ける機関保証会社として、家賃債務の保証事業を展開しております。

(2) 目標とする経営指標

当社は家賃保証事業を継続し拡大していくことが「機関保証の普及の実現」ならびに企業価値の向上につながると捉えており、目標とする経営指標を保証債務残高及び保証債務件数として、経営指標の向上に努めております。

(3) 経営環境

2018年時点での民間借家総数は15,295千戸（1）、市場に対する当社のシェアは1.7%となっております。市場そのものは住宅という特性上、急な拡大や縮減が起こるものではなく、ニーズによって左右されるものとなります。核家族化や未婚率の上昇、少子高齢化が進む中で家賃債務保証に対する認知度は年々上昇しており、新規賃貸借契約時における機関保証への加入必須割合はおおむね8割超（2）となっております。2020年4月に施行された改正民法により賃貸住宅市場におけるニーズは更なる高まりを見せており、公営住宅においても機関保証の利用を検討、或いは利用を開始している自治体も存在しております。

1 総務省統計局 平成30年住宅・土地統計調査より

2 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 市場データ（日管協短観）2020年度上期より

(4) 中長期的な会社の経営戦略

当社はこれまで家主が物件の管理を企業へ委託する、所謂管理物件を主たる市場としておりましたが、家主自身で物件を管理する一般物件市場の開拓を推進しております。当社は、より付加価値の高い保証スキームとしてクレジットカードポイントを付与できる信販会社との提携商品、家主への滞納が発生しない事前立替による保証、指定信用情報機関CICを用いた一定の承認率を保持しつつもデフォルトリスクを抑える与信精度などを競争上の強みとし、市場開拓を進めております。家賃債務の保証事業を基幹ビジネスとしながら、これらのノウハウや優位性を活かし未だ機関保証が進出していない分野へ進出することで事業の多様性と収益の分散化を図ることを中長期的な戦略としております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種が開始されているものの、変異株の拡大もあり、収束時期は不透明な状況ですが、コロナ禍において、当社は連帯保証人制度に代わる機関保証の普及を実現するというミッションを推進していくためにトップラインの成長を対処すべき課題として、以下の施策に取り組んでまいります。

営業活動について

コロナ禍においては、新型コロナウイルスの感染状況に応じ対面営業や非対面のオンライン営業を実施し、2020年4月の民法改正の影響による家賃債務保証へのニーズを取り込んでまいります。具体的には、管理会社の新規開拓や既存管理会社への営業に加えて、新市場としての一般物件等の新規開拓に積極的に取り組んでまいります。

債権管理について

債権管理につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による滞納債権の増加懸念があるため、さらなるカウンセリング機能の強化充実を図り、きめ細かい債権管理を実施するとともに、弁護士及び外部委託先等との連携強化を継続してまいります。

IT化について

お客様の利便性や効率化のさらなる向上を図るため、不動産業界のIT化に対応したWeb申込・API連携・電子契約等の各種のWebサービスの機能拡充に積極的に取り組んでまいります。

人材の育成について

業容の拡大のためには、新卒、中途採用した社員を含めた全社員の育成、教育が重要であります。そのためには、新人研修をはじめとした階層別研修や職種別研修を充実、強化させるとともに、各職場単位でOJTの充実、強化に取り組んでまいります。

コンプライアンスについて

業容の拡大に向け、コンプライアンスの充実、強化は重要であります。部署別のセルフチェックや内部監査による牽制機能を徹底させるとともに、社内のコンプライアンス研修の充実、強化に取り組んでまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要リスクは、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 不動産市況の動向について

不動産賃貸市場における賃貸不動産の件数は堅調に増加傾向を示しておりますが、今後さらに高齢化が進み、主に転居を伴う経済活動を行う10代から40代の人口の絶対数が減少するなどの情勢の変化によっては、不動産賃貸市場が低迷することも考えられ、その場合には当社の事業継続に大きな影響を与える可能性があります。

(2) 資金調達及び金利の動向について

当社取扱商品の中で「ライフあんしんプラス」は営業収益の約6割強を占める主力商品であります。「ライフあんしんプラス」では、ライフカード株式会社の資金を用いて家賃等の立替を行っていることから、現状は当社が独自に資金調達を行っておりません。よって、ライフカード株式会社との業務提携が何らかの事情により破棄された場合、ライフカード株式会社が負担していた自己資金部分の資金調達を当社が独自で行うあるいは別の提携先を確保する必要があります。また、「あんしんプラス」においては、当社の自己資金及び借入を用いたビジネスモデルとなっているため、今後事業規模がさらに拡大して資金を調達して事業を継続する場合、金利負担の拡大により現行の価格設定を見直すことで競争力が低下する可能性があります。また、価格を据え置いた場合、コストの値上がりによる収益の減少が懸念されます。これらの場合、当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 季節変動について

当社の営業収益は保証契約時に受領する初回保証料、保証契約更新時に受領する更新保証料、毎月の家賃等の引落時に受領する月額保証料があります。このうち初回保証料と更新保証料については、転勤・入学・卒業のシーズンで不動産賃貸借契約が多く締結される2月から4月にかけて当社の保証契約の申込が増加するため、その他の月に比べ増加する傾向にあります。当社の各四半期の営業収益の割合は累計ベースで、第1四半期が約25%、第2四半期が約48%、第3四半期が約70%となります(2021年3月期における営業収益総額を100%としております)。当社の保証契約の申込の増加が見込まれる2月から4月にかけて当社の保証契約の申込が増加しない場合、初回保証料や更新保証料の増加が見込めず、当社が予測する業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競合について

当社は、家賃等を賃借人の支払期日より前に立替払いするビジネスモデルを提供しております。また、家賃債務の保証事業としてCICに加盟し、CICが保有する引用情報(クレジット情報)を活用したスコアリングと顧客属性を基にした定量・定性的な与信機能を設けていることから、競合他社と比べ優位性があります。今後、資本力のある銀行やクレジットカード事業者が当社と同様のビジネスモデルを構築する場合、当社と競合する可能性があります。当社としては、不動産賃貸業界の大手団体や大手フランチャイズ・チェーンなどの囲い込みを行い、先行者利得を最大限確保するように努めますが、環境の変化により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) 多額の偶発債務の発生可能性について

家賃債務の保証事業は、入居者(賃借人)の家賃債務に関する連帯保証を入居者(賃借人)の委託をもとに引き受ける事業であり、入居者(賃借人)による家賃等の滞納があれば当社がクレジットカード事業者(ライフカード株式会社)や不動産管理会社(賃借人を含む)に対して代位弁済を行う必要があります。このような偶発債務が、経済環境の予想し難い激変等何らかの理由により上昇するような場合、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 求償債権の回収不能リスクについて

当社の家賃債務の保証事業における保証商品においては、当社が入居者（賃借人）の家賃等債務に対する連帯保証人となっております。当社又はクレジットカード事業者が不動産管理会社（賃貸人を含む）に行った家賃等の立替について入居者（賃借人）の家賃等の支払に遅延・滞納が起きた場合に、当社がクレジットカード事業者や不動産管理会社（賃貸人を含む）に代位弁済を行います。これにより、当社は保証契約に基づく求償債権又は保証委託契約に基づく求償債権を取得することになりますが、これら債権を全額回収できるとは限らず、入居者（賃借人）の滞納家賃等の一部について未回収金が発生する場合があります。

当社は、このリスクに対して適切な与信を実施することと、過去実績の分析から適切と想定される保証料金体系を設定することで、未回収リスクを最大限ヘッジしております。また、当事業年度においては新型コロナウイルス感染症の拡大による経済環境の悪化、失業率の増加や収入の減少を踏まえた未回収リスクを勘案し、貸倒引当金の積み増しを実施しております。しかしながら、実際の貸倒損失が当社が予測する範囲を上回った場合、現時点の貸倒引当金が不十分となる可能性があります。また、当社が貸倒引当金を設定する基準を改訂した場合、又はその他の要因により予想以上に悪影響を受けた場合、当社は追加の貸倒引当金の計上を必要とする可能性があるほか、未回収金が当社の想定を大きく上回った場合、キャッシュ・フローが悪化し、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(7) 個人情報保護について

当社における家賃債務保証事業は、多数の個人情報を扱っております。当社としては、個人情報へのアクセス権限の設定や、外部記憶媒体の利用制限等の徹底管理など、内部の情報管理体制の徹底により個人情報の保護に注力しておりますが、不測の事態により個人情報が流出した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) 重要な提携先について

「ライフあんしんプラス」商品において、業務スキームの重要部分である賃料等の立替機能及び未回収金の初期回収をライフカード株式会社へ委託しております。ライフカード株式会社との契約は、2008年12月19日より家賃保証商品の取扱にかかわる業務提携契約及び包括債務保証契約を締結しており、契約期間は満1ヵ年とし、別段の意思表示をしない場合は同一条件にて自動更新されるものとしております。双方次のいずれかに該当した場合、契約解除事由と定めております。債務不履行で相手方が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお債務不履行その他の違反が是正されない場合、差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申し立て、もしくは滞納処分を受け、本契約の義務履行に重大な悪影響を及ぼす場合、手形・小切手が不渡りになった場合、支払停止、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、清算もしくは特別清算開始の申し立てがあった場合、いずれかの会社が消滅会社となる合併、解散もしくは営業の全部を第三者に譲渡した場合としております。また、「あんしんプラス」商品において、賃借人に対する与信機能をCICへ加盟することで強化しております。クレジットカード事業者や信用情報機関との提携は当社の事業を継続する上で必要不可欠な提携であり、通常想定し難い事情等により提携が解消となった場合、当社の事業継続に影響を与える可能性があります。

なお、ライフカード株式会社と当社との取引は以下のとおりです。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	ライフカード(株)	横浜市青葉区	100,000	信販事業 信用保証事業		業務提携契約	業務の提携 (注)1	806,096		
						債務の保証	包括債務保証契約 (注)2	574,153		
							包括債務保証契約 (注)2	334,846		
						代位弁済	立替家賃の回収委託	602,017	収納代行立替金	41,585
					役員の兼任					

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. ライフカード株式会社との業務提携契約にかかる受取保証料は、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。
2. ライフカード株式会社による債務保証(賃借人の一定期間の未収家賃に対するもの)について再保証を行っております。

(9) 賃借人等との間で起こりうる訴訟について

家賃債務の保証事業においては、滞納家賃等の返済ができないにもかかわらず、対象物件の明渡意思がない若しくは金銭的な面から明渡不可能な賃借人等の対応として、月額賃料等に係る保証債務の発生に関する解決(退去)が困難な場合、これらの解決を図るため、明渡訴訟を提起することもあり、当該訴訟費用も保証範囲となります。この訴訟の件数の増加、必要となる費用の内容若しくは訴訟結果によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 不動産管理会社(賃借人を含む)との間で起こりうる訴訟について

家賃債務の保証事業においては、当社が保証を受託した原契約である賃貸借契約の対象不動産の使用などを巡って、賃貸人が賃借人に対して訴訟を提起する場合があります。この場合、連帯保証人である当社も、保証範囲の債務履行請求訴訟においては、賃借人と同列の立場として被告となる可能性があることから、当該訴訟の件数、内容若しくは結果によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法的規制について

現段階では家賃債務の保証を営む事業者に対する直接的な法規制はありませんが、今後不動産賃貸業界全般に大きな影響を及ぼすような法的規制が新たに設けられた場合には、当社の事業に影響を与える可能性があります。

(12) システムリスクについて

当社は業務をシステム化しており、システムの安定運用に依拠して審査、保証契約等の管理、債権管理、その他各種運用及びお客様の個人情報の記録・保存・管理等を行っております。コンピューター及びネットワーク機器・回線障害または誤作動、システムプログラムの障害等により、正常な業務運営が妨げられることがないように、バックアッププランを含めた緊急時の体制を整えております。また、システム全般に適切なセキュリティ対策を講じております。

しかしながら、事故、火災、自然災害、停電、人為的ミス、ソフトウェアの不具合及び外部からの不正アクセス等により、システムの安定的な運用が困難となった場合、当社の事業活動に支障が生じることによって、当社の業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(13) 当社代表取締役について

当社代表取締役である雨坂甲は、当社の重要な事業推進者の一人であり、当社の事業活動全般において重要な役割を果たしており、同氏に対する当社の依存度は高くなっております。

当社では今後、同氏に過度に依存しないよう組織的な経営体制の構築や人材育成を進めていきたいと考えております。しかしながら、何らかの理由で同氏の業務執行が困難となった場合、当社の業績及び今後の事業展開等に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済活動は大きく停滞を強いられ、企業収益や雇用情勢が悪化し、大幅なマイナス成長となりました。世界的に感染は収束しておらず厳しい状況が継続しております。我が国も、依然として感染再拡大の懸念があり、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せないことから先行きは不透明な状況で推移しております。

賃貸住宅市場におきましては、令和2年度の新設住宅着工戸数が前年度比8.1%の減少となる中、貸家着工件数は前年度比9.4%の減少となり、4年連続の減少となりました(国土交通省総合政策局建設経済統計調査室発表：建築着工統計調査報告 令和2年度計)が、家賃債務保証サービスに対する需要は、2020年4月の民法改正や単身世帯の増加の影響で高まっております。

このような事業環境のもと、当社は感染拡大時の対面営業自粛、テレワーク、時差出勤、時短勤務などや執務中のマスク着用、オフィス入室時の検温・手指消毒、社内のパーティションの設置やオンライン会議の励行等の感染防止策を実施しながら、コロナ禍の事業活動として以下の施策を実施してまいりました。

営業活動につきましては、当社は、新たな市場として自社管理物件等の新規開拓に取り組みつつ、新型コロナウイルス感染拡大時は対面の営業活動は自粛して、非対面の営業活動による提案等を継続して実施してまいりました。債権管理につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による滞納債権の増加懸念やテレワーク・時短勤務によりカウンセリング機能の低下懸念がありましたが、各部署の連携による部門間を横断した協力体制をとることにより、求償債権比率は前期比で減少いたしました。また、不動産業界のIT化に対応した電子申込サービス提携企業との連携を開始するなどサービス向上に向けた、web申込・API連携・電子契約等のIT化の促進を継続してまいりました。

この結果、当事業年度の財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。

(a) 財政状態

当事業年度末の資産合計は、前事業年度末に比べ1,217,386千円増加し、6,271,533千円となりました。

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べ711,782千円増加し、3,330,280千円となりました。

当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末に比べ505,603千円増加し、2,941,253千円となりました。

(b) 経営成績

当事業年度の経営成績は、営業収益3,946,730千円（前年同期比11.4%増）と、増収となりました。また、利益につきましては、営業利益672,600千円（前年同期比75.4%増）、経常利益799,866千円（前年同期比76.1%増）、当期純利益541,742千円（前年同期比80.8%増）となりました。

当社の事業セグメントは、家賃債務保証事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、1,220,778千円と前事業年度末と比べ325,978千円(36.4%)の増加となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動の結果、増加した資金は397,626千円（前年同期は1,052,404千円の収入）であります。この主な増加要因は税引前当期純利益799,866千円、営業未払金の増加額34,870千円、収納代行預り金の増加額570,101千円等であり、主な減少要因は収納代行業立替金の増加額827,358千円、営業未収入金の増加額45,023千円及び法人税等の支払額191,502千円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動の結果、減少した資金は35,587千円（前年同期は77,650千円の支出）となりました。主な減少要因は、無形固定資産の取得による支出30,515千円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動の結果、減少した資金は36,060千円（前年同期は735,935千円の支出）となりました。この減少要因は、配当金の支払額による支出36,060千円であります。

生産、受注及び販売の実績

(a) 生産実績及び受注実績

当社の事業内容は、提供するサービスの性格上、生産実績及び受注実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

(b) 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（%）
家賃債務保証事業	3,946,730	11.4

- (注) 1. 当社は、家賃債務保証事業の単一セグメントであります。
 2. 主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
ライフカード株式会社	702,813	19.8	806,096	20.4

3. 営業収益は、非課税につき消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(a) 財政状態の分析

（資産）

第19期末における資産につきましては、前事業年度末に比べ1,217,386千円増加の6,271,533千円（前事業年度末比24.1%増）となりました。増加の主な要因は、現金及び預金が325,978千円増加したこと、営業未収入金が45,023千円増加したこと、求償債権が41,455千円増加したこと及び収納代行立替金が827,358千円増加したこと等によるものであります。

（負債）

負債につきましては、前事業年度末に比べ711,782千円増加の3,330,280千円（前事業年度末比27.2%増）となりました。増加の主な要因は、営業未払金が34,870千円増加したこと、未払法人税等が58,158千円増加したこと、収納代行預り金が570,101千円増加したこと及び前受収益が41,161千円増加したこと等によるものであります。

（純資産）

純資産につきましては、前事業年度末に比べ505,603千円増加の2,941,253千円（前事業年度末比20.8%増）となりました。増加の主な要因は、当期純利益541,742千円を計上したこと及び剰余金の配当35,952千円等によるものであります。

(b)経営成績の分析

（営業収益）

当事業年度における営業収益は、コロナ禍による影響はあったものの商品の多様化や既存加盟店からの新規保証実行件数の増加により保証残高が増加した結果、3,946,730千円（前期比11.4%増）となりました。

（営業利益）

当事業年度における営業費用は、3,274,130千円（前期比3.6%増）となりました。これは営業収益の増加に伴い加盟店へ支払う集金代行手数料が増加したため支払手数料が219,229千円増加（前期比20.0%増）となったほか、貸倒引当金の増加が前期増加分を下回ったため貸倒引当金繰入額が118,351千円減少（前期比24.4%減）したこと等によります。その結果、営業利益は672,600千円（前期比75.4%増）となりました。

（経常利益）

当事業年度における営業外収益は、遅延損害金収入が12,869千円増加（前期比22.8%増）したこと及び助成金収入が40,637千円発生したこと等により137,232千円（前期比76.6%増）となりました。営業外費用は、当期に支払利息が3,076千円増加したことにより9,967千円（前期比44.6%増）となりました。その結果、経常利益は799,866千円（前期比76.1%増）となりました。

（当期純利益）

当事業年度における税引前当期純利益は、799,866千円（前期比76.1%増）となり、法人税、住民税及び事業税248,567千円（前期比37.0%増）等を計上した結果、当期純利益は541,742千円（前期比80.8%増）となりました。

(c)キャッシュ・フローの分析

当事業年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、次のとおりです。

当社の短期運転資金は、クレジットカード事業者への代位弁済金、不動産管理会社（貸入を含む）への立替金が主な用途であり、保証債務残高の増加に伴い資金需要額も増加いたします。資金の調達方法は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としております。また、無形固定資産の取得は主に基幹システムの開発にともなうものであり、財源としては内部留保による資金をあてております。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

営業収益は、対前期比11.4%増を達成し、期初計画対比103.8%(3.8%増加)とほぼ計画通りとなりました。

営業費用は、基幹システム稼働による業務効率化が想定以上に進んだことから、必要人員数が想定人員数を下回り、時間外労働時間も抑制されるなど生産性向上が進み、営業費用の増加は限定的で、営業利益、経常利益及び当期純利益は計画を上回りました。

保証債務残高(月額)及び保証債務件数につきましては、対前期末と比して堅調に推移しました。

指標	2021年3月期 (期初計画)	2021年3月期 (実績)	2021年3月期 (期初計画対比)
営業収益	3,801百万円	3,946百万円	103.8%
営業利益	370百万円	672百万円	181.8%
経常利益	424百万円	799百万円	188.6%
当期純利益	266百万円	541百万円	203.7%

指標	2020年3月期 (実績)	2021年3月期 (実績)	2021年3月期 (前期実績比)
保証債務残高(月額)	13,821百万円	14,637百万円	105.9%
保証債務件数	262千件	277千件	105.6%

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

その他の経営上の重要な契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
ライフカード株式会社 (注) 1	日本	家賃保証商品	2008年 12月19日	1年ごとの自動更新	家賃保証商品の取扱いに関わる業務提携契約及び包括債務保証契約。
株式会社シー・アイ・シー(注) 2	日本		2014年 4月21日	1年ごとの自動更新	C I C 加盟に関する契約。
株式会社賃貸管理ビジネスネットワーク	日本		2011年 10月1日	1年ごとの自動更新	営業協力活動の提供。

(注) 1. ライフカード株式会社とは主に家賃保証商品を提供するための業務提携契約と賃借人の一定期間の未収入期間の家賃等に対する再保証を行う包括債務保証契約を締結しております。
 2. 加盟金及び利用料金を支払っております。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資額は42,705千円であり、その主なものは、Webアプリ開発費用等であります。

- ・工具、器具及び備品：1,802千円
- ・ソフトウェア：7,083千円
- ・ソフトウェア仮勘定：33,819千円

なお、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

なお、当社は家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (東京都品川区)	本社機能	16,245	179,961	67,081	263,288	34
カスタマーセンター・ 債権管理部 (大阪市北区)	営業事務・ 債権管理等	1,063		841	1,904	48
東京支店 (東京都品川区) 他9ヶ所	営業店業務等	434		56	490	30

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等を含んでおります。
 3. その他のうち工具、器具及び備品は5,544千円、ソフトウェア仮勘定は62,294千円であります。
 4. 本社事務所は賃借しており、年間賃借料は37,682千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	63,288,000
計	63,288,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	17,976,600	17,976,600	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	17,976,600	17,976,600		

(注) 提出日現在の発行数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

新株予約権

2016年8月9日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

なお、2016年12月1日に普通株式1株を普通株式3株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

2016年8月9日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社従業員64名)	
	事業年度末現在 (2021年3月31日)
新株予約権の数(個)	133(注)1.2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 39,900(注)1.2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	466(注)2.3
新株予約権の行使期間	2018年8月10日～ 2026年8月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 466 資本組入額 233
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。 (2) 新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 (3) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。 (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 (5) その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)4

当事業年度末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月未現在まで、内容の変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額は、466円とする。新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本新株予約権1個当たりの目的となる株式数にその時点における行使価額を乗じた額とする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社

普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年4月1日 (注1)	3,862,800	5,794,200		664,374		419,374
2016年12月1日 (注2)	11,588,400	17,382,600		674,920		429,920
2016年4月1日～ 2017年3月31日 (注3)	593,100	17,975,700	16,543	680,917	16,543	435,917
2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注3)	900	17,976,600	25	680,942	25	435,942

(注) 1. 2016年4月1日付をもって1株を3株に分割し、これに伴い発行済株式総数が3,862,800株増加しております。

2. 2016年12月1日付をもって1株を3株に分割し、これに伴い発行済株式総数が11,588,400株増加しております。

3. 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		3	16	30	21	9	3,648	3,727	
所有株式数 (単元)		1,581	7,065	73,666	14,657	26	82,746	179,741	2,500
所有株式数 の割合(%)		0.9	3.9	41.0	8.2	0.0	46.0	100.0	

(注) 1. 自己株式112株は、「個人その他」の1単元及び「単元未満株式の状況」に12株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
アイフル株式会社	京都府京都市下京区烏丸通五条上高砂町 381 - 1	6,408,000	35.65
雨坂 甲	大阪府大阪市中央区	1,995,300	11.10
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エ ヌ・エイ東京支店)	BAHNHOFSTRASSE 45,8001 ZURICH SWITZERLAND (常任代理人 東京都新宿区新宿6丁目27 番30号)	891,300	4.96
小川 秀男	東京都町田市	544,400	3.03
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	499,300	2.78
高橋 誠一	埼玉県さいたま市大宮区	463,500	2.58
AGキャピタル株式会社	東京都港区芝2丁目31番19号	378,000	2.10
政岡土地株式会社	大阪府大阪市此花区梅香3丁目27-11	308,700	1.72
石井 恒男	東京都大田区	287,800	1.60
谷村 豊	大阪府阪南市	216,600	1.20
計		11,992,900	66.71

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,974,000	179,740	
単元未満株式	普通株式 2,500		
発行済株式総数	17,976,600		
総株主の議決権		179,740	

注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式12株が含まれております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) あんしん保証株式会社	東京都品川区東品川四丁目 12番4号	100		100	0.0
計		100		100	0.0

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	112		112	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、中長期的な利益成長を通じた株主還元や株主価値の極大化を目指しつつ、安定的な内部留保金を確保し、経営成績に応じた利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は中間配当をできる旨を定款に定めております。

株主の皆様への利益還元の更なる充実及び株主層の拡大を図るため、10%以上の配当性向を目標として配当を継続していく方針としております。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2021年6月18日 定時株主総会決議	53,929	3

(注) 1株当たり配当額の内訳 普通配当2円
特別配当1円

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

1．基本的な考え方

当社は、「人として社会に感謝し、地域社会の発展に挑む」という経営理念に基づき、お客様はもちろん株主や投資家の皆様など全てのステークホルダーとの信頼関係を築くために経営上の組織体制等を整備し、必要な施策を実施するとともに、適切な情報開示を行い、透明性の高い経営に取り組むことを、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

2．コーポレート・ガバナンスの体制

企業統治の体制

当社は取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、2015年6月18日開催の第13期定時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。

当社は会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役の他、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置するとともに、内部監査部門であるコンプライアンス部を設置しております。そして監査等委員である取締役については、独立性の高い社外取締役を登用しております。このような社外役員による経営への牽制機能の強化や、上記機関相互の連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が十分に確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております（うち5名以内を監査等委員である取締役とする旨を定款に定めております）。

イ．取締役会及び取締役

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名（代表取締役社長 雨坂 甲、常務取締役 海原 範隆、取締役 中西 光明、取締役 関原 昌浩、取締役 佐藤 正之）及び監査等委員である取締役4名（取締役 伊藤 孝二、取締役 下條 尚、取締役 村上 寛、取締役 神蔵 重明）の合計9名（本書提出日現在）で構成され、法令又は定款の定めるところにより取締役等に委任できない事項及び経営戦略等の重要事項について審議・決定し、それらについて定期的にチェックする機能を果たしております。原則として月1回の開催とし、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

ロ．経営会議

全ての取締役で構成され、取締役会に付議する予定の事項のほか取締役会で決議された方針に基づく課題及び戦略等について情報連携並びに相互牽制を図り、意思決定・業務執行に齟齬が生じないように努めております。

ハ．リスク管理委員会

取締役会の直属機関として、リスク管理委員会を設置しております。全取締役にて構成され、適正なリスク管理体制の構築によるリスクの未然防止及び危機時の損失抑制を目的として、定期的にリスク状況の報告を受けて常時リスク把握を行うとともにリスク管理体制の不断の見直し・取締役会への報告等を行っております。原則として半期毎の開催とし、必要に応じて臨時委員会を開催します。

ニ．監査等委員会及び監査等委員である取締役

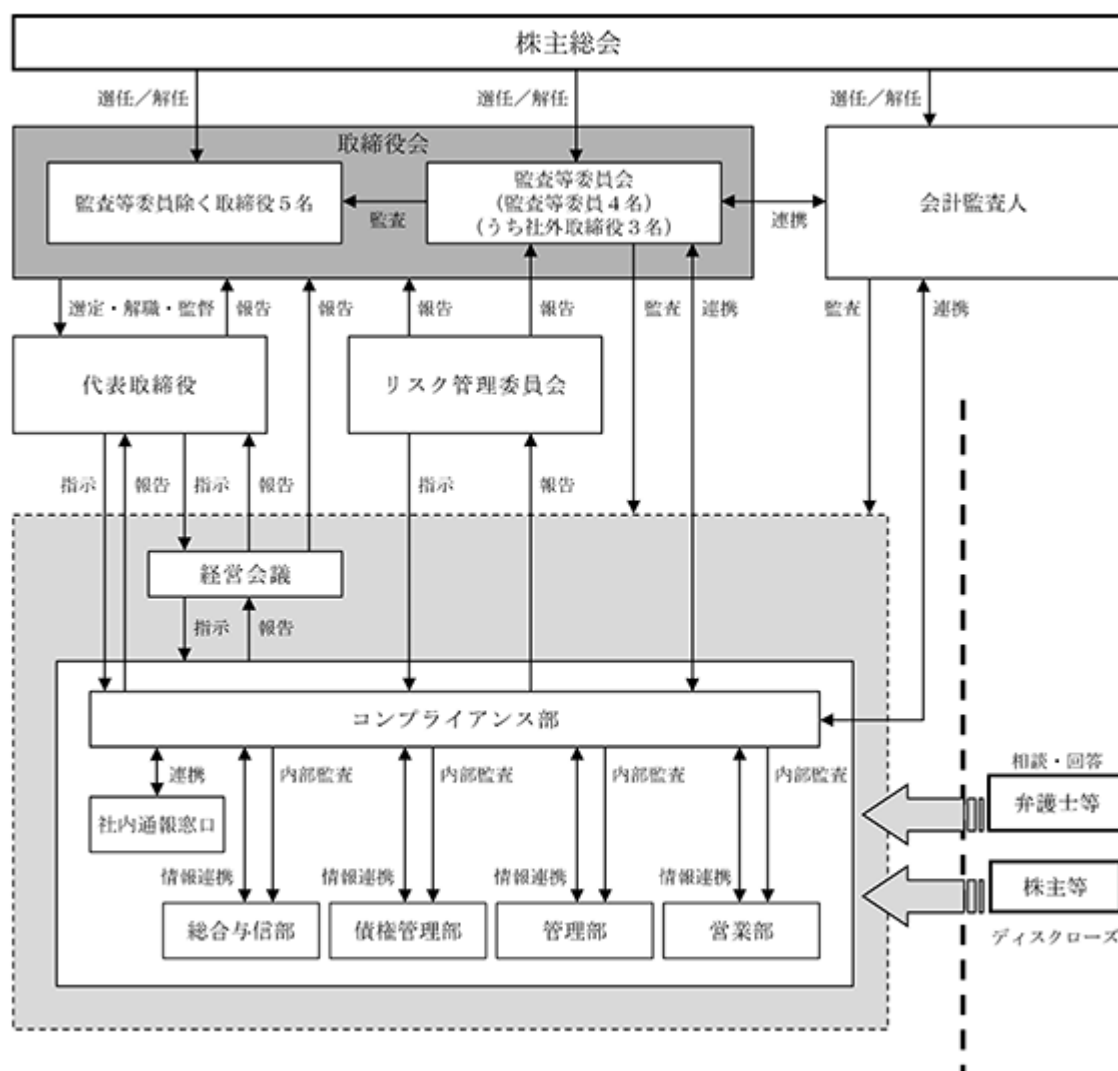
当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員3名（内、社外取締役監査等委員3名）の4名で構成されています。また、常勤監査等委員である伊藤 孝二氏を議長と定めております。

取締役の執行状況等経営監視機能の充実に努めており、内部監査部門及び会計監査人との相互の意見交換等を通じて、その実効性を高めるよう努めております。

ホ．会計監査人

当社は、ひびき監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

当社における業務執行、経営監視、内部統制及びリスク管理体制の整備の状況(本書提出日現在)は次の図のとおりであります。



内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「人として社会に感謝し、地域社会の発展に挑む」という経営理念のもと、コンプライアンスを前提とした企業活動を通じて、経済社会の発展に貢献することで各ステークホルダーをはじめ、社会から信頼される企業となり、透明性・公正性・効率性を兼ね備えた企業経営を実現することをコーポレートガバナンスの重要な目的としています。

上記の理念・目的の確実な達成を目指し、市場環境・経済動向・関連法令の改正その他の事業環境等当社を取り巻くあらゆる状況を踏まえて、次の通り内部統制システムの構築に関する基本方針を定めております。なお、取締役会は、本基本方針を事業環境の変化等に応じて適宜見直すこととし、実効性の維持向上を図るべく不断の努力を行うこととしております。その概要は以下のとおりです。

イ. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令および定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土の醸成を目的として、経営理念をはじめコンプライアンスに関する行動指針・規程等を定め、当該規程等に則り各取締役および各部門のコンプライアンスに関する状況、職務執行の適正性につき適宜監査・監督を行う体制を整える。
- ・各部門の業務執行におけるコンプライアンスの実践状況や内部管理体制等の監査等を行うため、内部監査部門を設置し、監査等の結果について、取締役会および監査等委員会に適宜状況報告を行う体制を整える。
- ・法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、又はその恐れがある場合は直ちに監査等委員に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する体制を整える。

- ・法令・定款・社内規程違反行為等の社内通報制度として社内規程の整備を図り、通報制度の実効性を確保する。

- ・社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力による被害を防止するために、断固として、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求には一切応じず、毅然とした対応を行うための体制を整える。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る文書及びその関連資料（電磁的記録を含む）その他企業機密及び個人情報を含む各種情報は、セキュリティおよび管理・保存に係る社内規程に基づき適切に管理・保存を行う体制を整える。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・企業の継続的発展を脅かすあらゆるリスクを把握し、対応するためのトータルリスクマネジメント体制を整備するため、取締役会の直属機関としてリスク管理委員会を設置し、関連部門と連携して適切な危機管理を行う体制を整える。

- ・緊急事態発生時の対策は、大規模自然災害・IT基幹システム障害等リスクの種類に応じてこれを定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整える。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じ適時臨時に開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。

- ・取締役会の効率性および適正性を確保するため、取締役会の運営に関する規程を定める。

ホ. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

- ・監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助する使用人を定め、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指示を受けないものとする。

- ・監査等委員会を補助する使用人の異動については監査等委員会の承認を事前に得るものとする。

ヘ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- ・監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人の綿密な情報連携を図るため、取締役会をはじめとする重要会議に監査等委員が出席し意見を述べ、また必要に応じた説明の要請に対して取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が適切に対応できる体制を整える。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、又はその恐れがある場合、直ちに監査等委員会に報告する体制を整える。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が財務報告に係る内部統制の状況や会計基準及び内部監査部門の活動状況等を必要に応じて監査等委員会に報告する体制を整える。

- ・各部門が作成し担当部門に提出した稟議書及び報告書等を監査等委員が必要に応じて閲覧することができる体制を整える。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告した場合、報告者が不利益とならないよう保護する体制を整える。

ト. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査等委員が監査の実施のために生じた費用を請求するときは、監査等委員の求めに応じて適切に処理するものとする。

チ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会が会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を

行う体制を整える。

- ・ 内部監査部門と監査等委員会との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備に努める。
- ・ 監査等委員会が業務に関する説明又は報告を求めた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は迅速かつ適切に対応する体制を整える。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。

提出日現在、会計監査人との間に責任限定契約は締結しておりません。

役員賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、被保険者の範囲を全役員とした役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険の保険料は、すべて当社で負担しており、被保険者である各役員による負担はありません。補償の内容は、法律上の損害賠償金、訴訟費用等としております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ．自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

ロ．中間配当

当社は、中間配当について、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ハ．取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、その議決権は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	雨 坂 甲	1958年12月19日	1979年4月 金澤英株式会社入社 1984年5月 システムクリエイト株式会社代表取締役 2002年12月 当社取締役 2005年12月 当社代表取締役社長 2014年7月 システムクリエイト株式会社代表取締役辞任 2018年5月 当社代表取締役社長 営業部管掌 コンプライアンス部担当 2019年6月 当社代表取締役社長 営業部担当 コンプライアンス部担当 2021年1月 当社代表取締役社長 コンプライアンス部担当(現)	(注) 2	1,995,300
常務取締役 営業部担当	海 原 範 隆	1961年6月6日	1985年4月 株式会社日本債券信用銀行 (現 株式会社あおぞら銀行) 入行 1998年6月 株式会社日本債券信用銀行(現 株式会社あおぞら銀行) 公共法人部 業務課長 2005年9月 株式会社あおぞら銀行マーケティング本部 シニアマーケティングオフィサー 2007年3月 同行経営戦略部 2009年4月 同行横浜支店長 2011年12月 同行危機管理室長兼経営企画部担当部長 2017年4月 当社顧問 2017年6月 当社常務取締役営業部担当 2018年5月 当社常務取締役管理部管掌総合与信部担当 2019年6月 当社常務取締役管理部管掌債権管理部管掌総合与信部担当 2021年1月 当社常務取締役営業部担当兼カスタマーセンター担当(現)	(注) 2	5,000
取締役 管理部担当	中 西 光 明	1955年11月3日	1979年4月 住友生命保険相互会社入社 1987年12月 国際証券株式会社 (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 入社 1997年5月 同社名古屋公開引受部長 2005年6月 ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社(現AGキャピタル株式会社) 入社 投資部長 2008年6月 同社執行役員 2012年6月 当社管理本部長 2014年6月 当社取締役管理部担当(現)	(注) 2	5,000
取締役 債権管理部担当	関 原 昌 浩	1963年8月12日	1983年10月 アイフル株式会社入社 1994年4月 同社東日本3課長 2009年9月 同社管理本部支配人 2012年7月 同社内部監査部長 2017年7月 同社管理推進部長 2019年4月 当社顧問 2019年6月 当社取締役債権管理部担当(現)	(注) 2	
取締役 (非常勤)	佐 藤 正 之	1957年9月9日	1982年8月 アイフル株式会社入社 2010年4月 同社取締役常務執行役員 2010年6月 当社取締役(現) 2011年6月 アイフル株式会社取締役専務執行役員 2012年6月 ライフカード株式会社取締役執行役員(現) 2014年6月 アイフル株式会社代表取締役専務執行役員(現)	(注) 2	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役(監査等委員)	伊藤 孝二	1960年11月27日	1982年10月 1993年5月 2001年10月 2009年6月 2018年4月	アイフル株式会社入社 同社東京管理センター係長 同社東京中央支社営業第1課課長 同社支配人 当社社外取締役(監査等委員) (現)	(注)3	
取締役(監査等委員)	下條 尚	1965年12月6日	1988年4月 2010年1月 2011年7月 2016年4月 2017年4月 2019年4月 2019年6月 2020年4月	株式会社ライフ(現アイフル株式会社)入社 同社営業第二部長 ライフカード株式会社 営業第二部長 同社執行役員 経営企画部・経理部・財務部担当 兼 経営企画部長 同社執行役員 経営企画部・財務部担当 兼 経営企画部長 すみしんライフカード株式会社 営業本部長(現) ライフギャランティー株式会社 取締役(現) 当社取締役(監査等委員)(現) ライフカード株式会社執行役員 営業副本部長(現)	(注)3	
取締役(監査等委員)	村上 寛	1969年10月11日	1992年4月 1996年10月 2002年8月 2003年8月 2015年6月	東レ株式会社入社 阿部・井窪・片山法律事務所入所 第一東京弁護士会所属 Pillsbury Winthrop(New York) (現Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP ビルズベリーウィンスロップショウピットマン総合法律事務所) 弁護士法人大江橋法律事務所東京事務所(現) 当社社外取締役(監査等委員)(現)	(注)3	
取締役(監査等委員)	神蔵 重明	1952年1月18日	1974年3月 1988年3月 1999年3月 2008年3月 2009年2月 2012年2月 2012年4月 2018年4月 2021年6月	警視庁入庁 杉並警察署 警部 警視庁 警視 警護課長 警視正 麹町警察署長 警視長 株式会社弥生共済会 代表取締役社長 当社顧問 当社社外取締役(監査等委員)(現)	(注)3	
計						2,005,300

- (注) 1. 伊藤 孝二氏、村上 寛氏及び神蔵 重明氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、2021年6月18日の定時株主総会より、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役 伊藤孝二氏の任期は、2020年6月19日の定時株主総会より、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結時までであります。
監査等委員である取締役 下條 尚氏、村上 寛氏及び神蔵 重明氏の任期は、2021年6月18日の定時株主総会より、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結時までであります。
4. 当社は監査等委員会設置会社であります。監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長 伊藤 孝二氏 委員 下條 尚氏 委員 村上 寛氏 委員 神蔵 重明氏
5. 監査等委員のうち、伊藤 孝二氏は、常勤監査等委員であります。

6. 当社は、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査等委員1名を選任しております。補欠監査等委員の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
伊賀 幸一	1977年11月13日	2002年4月 アイフル株式会社入社 2011年7月 同社監査役室課長補佐 エルシステムサービス株式会社 (現ライフギャランティー株式会社) 監査役 2015年6月 アイフル株式会社 監査等委員 会室課長補佐(現) 2018年4月 ビジネクスト株式会社監査役 アストライ債権回収株式会社監 査役 アストライパートナーズ株式会 社監査役 AGキャピタル株式会社監査役	

監査等委員である社外取締役

当社は社外取締役として、伊藤孝二氏、村上寛氏及び神蔵重明氏の3名を選任しており、当社の意思決定に対して、幅広い視野をもった第三者の立場から適時適切な意見を受けております。

監査等委員である社外取締役の伊藤孝二氏は、他社での長年の管理職経験に加え支配人として長年勤めた経験があり、業務管理に精通しております。なお、同氏と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の村上寛氏は、弁護士として企業法務に精通していることから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の神蔵重明氏は、警察組織で培った豊富な経験と知見やその関係会社で経営者として培ったガバナンスに関する知見を有することから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社においては、社外取締役を選任するための独立性に関する基準は定めていないものの、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準(上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2)を参考にして独立性の高い社外取締役を選任することとしており、監査等委員である社外取締役の村上寛氏及び神蔵重明氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

当社の監査等委員である社外取締役は、常勤監査等委員、コンプライアンス部および会計監査人が定期的に行っている三様監査の内容を監査等委員会にて報告を受け、必要に応じて意見交換を実施するなど、会計監査、内部統制並びに内部監査との相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

内部監査及び監査等委員会監査

イ．内部監査

当社の業務上の不正、誤謬の未然防止、経営効率の増進に資することを目的として、コンプライアンス部（3名）を設置しており、当社の各部門等に定期的な内部監査等を実施することにより、業務の適正化・リスク把握に努めております。

ロ．監査等委員会監査の状況

）監査等委員会の組織および手続

監査等委員会は、社内取締役1名、社外取締役3名の4名で構成されております（内常勤監査等委員1名・非常勤監査等委員3名）

常勤監査等委員は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備および社内情報の収集に努め、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視・検証するとともに、他の監査等委員と情報の共有および意思の疎通を図っています。

監査等委員会は、経営陣からの独立性を確保し、監査等委員会で策定された監査方針、実施計画に基づき、会計監査人および社内組織を利用して、取締役の職務執行の適法性・妥当性について監査を行い、監査報告書を作成します。

）当事業年度における監査等委員会の開催頻度・出席状況・出席率

氏名	開催回数	出席回数	出席率
伊藤 孝二（社外・常勤）	13回	13回	100%
村上 寛（社外・非常勤）	13回	13回	100%
下條 尚（社内・非常勤）	13回	13回	100%

）監査等委員会の活動状況

a. 取締役会の意思決定及び監督義務の履行の監査

取締役会に出席し、必要な意見を述べ、決議に参加することを通じて、取締役の意思決定に至るプロセス及び決定内容の適法性及び妥当性について確認しております。

b. 経営会議その他の重要な会議への出席

経営方針の決定の経過及び業務執行の状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席し、必要な意見を述べております。

c. 取締役からの職務執行状況の報告と意見交換

各取締役に対し、部門計画の進捗状況及び職務の執行状況についての報告を求めヒアリングとともに意見交換を行っております。

d. 代表取締役との意見交換

経営方針、対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等の重要課題について意見交換を行っております。

e. コンプライアンス部門（内部監査）からの定期報告

コンプライアンス部に対し、定期的な報告を求め、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

内部監査結果については監査等委員会での報告とし、監査結果及び改善状況について委員会より必要に応じて勧告又は指示を行っております。

f. 重要な決裁書類等の閲覧

常勤監査等委員において稟議書・重要な書類等を閲覧するほか、必要に応じ重要な資料を監査等委員会に提出し説明を行っております。

g. 会計監査人からの報告及び意見交換

月次の監査等委員会とは別に、委員全員が出席して会計監査人より、監査計画、四半期レビュー、期末監

査及び財務報告に係る内部統制監査等の概要について報告を受け、意見交換を行うことで、会計監査の方法と結果の相当性を確認しております。

また、これと併せて、会計監査人の独立性や遵法性等、職務の遂行が適正に行われることを確保するための会計監査の品質管理体制については、会計監査人より報告を受け、意見交換を行い確認しております。

）監査等委員会の主な検討事項および活動事項

a. 主な検討事項

- ・内部統制システムの構築および運用状況
- ・会計監査人の監査の実施状況および職務の執行状況

b. 主な活動事項

- ・取締役会その他の重要な会議への出席
- ・取締役および関係部門からの業務報告、その他必要事項の聴取
- ・重要な決裁書類等の閲覧
- ・取締役の法令制限事項（競合避止・利益相反取引等）の調査
- ・内部統制システムの有効性における、内部監査の監査結果の聴取および意見交換の実施
- ・会計監査人との連携および監査方法の妥当性確認と評価

八．内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互提携

内部監査を実施するコンプライアンス部と監査等委員である取締役は、会合を適宜実施し、監査計画や監査実施状況及び監査結果等について報告を行い、定例会議以外でも、課題やリスク及び改善等の状況について相互に綿密な連携を図り、管理体制と現場への浸透度の状況把握に努めております。また、コンプライアンス部及び監査等委員である取締役は、会計監査人であるひびき監査法人とも定期的に意見交換を実施しており、監査計画や監査実施状況及び財務報告に係る内部統制の監査を含む監査結果等について、三者の異なる立場からの監査を有機的に連携させることにより、当社業務の適正確保に努めております。

会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査をひびき監査法人に委嘱しております。当社は監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法に基づく監査について、監査契約を締結し当該契約に基づき報酬を支払っております。

なお、当期において業務を執行した公認会計士の氏名並びに監査業務に係る補助者の構成は、次のとおりであります。

イ．業務を執行した公認会計士の氏名

ひびき監査法人 業務執行社員：岡田博憲氏、黒崎浩利氏

ロ．会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

なお、当社と会計監査人である監査法人及びその業務執行社員との間には特別の利害関係はありません。

八．継続監査期間

3年間

二．監査法人の選定方針と理由

監査等委員会がひびき監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人が当社の会計監査人に求められる監査品質、独立性、専門性、ならびに効率性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えていると判断したためであります。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、同上の規定に従い、監査等委員全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる相当の事由が生じた場合には、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

ホ. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

会計監査人の評価については、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価および選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、総合的に評価しております。

監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
19,250 (税込)		19,250 (税込)	

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（PKF）に対する報酬（イ.を除く）

（前事業年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

該当事項はありません。

ハ. その他重要な報酬の内容)

（前事業年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

該当事項はありません。

二. 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

（前事業年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

該当事項はありません。

ホ. 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

ヘ. 監査等委員会が会計監査人の報酬に同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法および監査内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第3項に基づき同意しております。

(4) 【役員報酬等】

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬は継続的な企業価値の向上および企業競争力を強化するため、優秀な人材の確保を可能とする水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、株主総会で決議された会社法第361条に定める確定報酬額の範囲内で、取締役会の決議に基づき、会社の業績、職務執行の成果・実績といった貢献に応じて評価を行い、報酬ランク表に基づき決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された会社法第361条に定める確定報酬額の範囲内で、監査等委員の協議をもって各監査等委員が受ける報酬を決定しております。

当社の役員報酬については、株主総会の決議で、取締役（監査等委員を除く）の年間報酬総額の上限を2億円、監査等委員である取締役の年間報酬総額の上限を3千万円としております（株主総会決議日：2015年6月18日）。当該株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

定款では、取締役の員数は10名以内（本有価証券報告書提出日現在は9名）、うち監査等委員である取締役の員数は5名以内（本有価証券報告書提出日現在は4名）と規定しております。

当社の各取締役（監査等委員を除く）の報酬については、株主総会決議による取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長 雨坂甲にその決定を委任しておりますが、評価の公平性・透明性を担保する為、社長が主催する人事委員会を設置し、議論の上で決定しております。監査等委員である取締役の報酬額については、株主総会決議による監査等委員である取締役の報酬限度額の範囲内で、監査等委員会の協議で決定しております。

なお、提出会社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

役員報酬等

第19期における当社の取締役（監査等委員を除く）及び取締役（監査等委員）に対する役員報酬等は以下のとおりであります。

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	74,386	74,386			4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)					
社外役員	13,960	13,960			2

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分については、下記の方針に基づいております。

純投資目的 値上がり益や配当金の受取等によって、利益の確保の目的で保有

純投資目的以外の目的（政策投資） 情報収集や営業的な関係を強化する目的で保有

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

情報収集のために取得保有する考えのもと、取得・売却は取締役会の決定事項としております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式		
非上場株式以外の株式	3	500

c．特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
ジェイリース(株)	200	200	情報収集目的で保有しております。	無
	164	46		
(株)イントラスト	200	200	情報収集目的で保有しております。	無
	136	106		
(株)Casa	200	200	情報収集目的で保有しております。	無
	199	184		

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、ひびき監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容及び改正等を適切に把握し的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、研修会への参加及び財務・会計の専門書の購読を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	894,799	1,220,778
営業未収入金	480,906	525,930
求償債権	1,169,842	1,211,298
収納代立替金	2,480,224	3,307,582
前払費用	27,496	31,968
その他	9,213	15,200
貸倒引当金	549,366	528,710
流動資産合計	4,513,118	5,784,048
固定資産		
有形固定資産		
建物	24,091	24,091
減価償却累計額	4,079	6,347
建物(純額)	20,011	17,743
工具、器具及び備品	26,718	28,521
減価償却累計額	20,246	22,976
工具、器具及び備品(純額)	6,472	5,544
有形固定資産合計	26,483	23,288
無形固定資産		
ソフトウェア	254,993	179,961
ソフトウェア仮勘定	29,201	62,294
商標権	1,656	1,498
その他	140	140
無形固定資産合計	285,990	243,894
投資その他の資産		
投資有価証券	336	500
長期前払費用	1,202	830
繰延税金資産	171,014	161,407
その他	56,000	57,564
投資その他の資産合計	228,554	220,302
固定資産合計	541,028	487,484
資産合計	5,054,147	6,271,533

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1 300,000	1 300,000
営業未払金	231,344	266,214
未払金	65,355	67,711
未払費用	23,662	23,223
未払法人税等	120,690	178,849
収納代行預り金	1,505,991	2,076,093
預り金	9,396	10,735
前受収益	168,931	210,093
賞与引当金	70,432	76,034
保証履行引当金	2 85,577	2 79,314
その他	24,510	29,006
流動負債合計	2,605,892	3,317,276
固定負債		
その他	12,605	13,003
固定負債合計	12,605	13,003
負債合計	2,618,497	3,330,280
純資産の部		
株主資本		
資本金	680,942	680,942
資本剰余金		
資本準備金	435,942	435,942
資本剰余金合計	435,942	435,942
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,311,892	1,817,681
利益剰余金合計	1,311,892	1,817,681
自己株式	33	33
株主資本合計	2,428,743	2,934,533
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	30	83
評価・換算差額等合計	30	83
新株予約権	6,936	6,636
純資産合計	2,435,649	2,941,253
負債純資産合計	5,054,147	6,271,533

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
営業収益	3,542,472	3,946,730
営業費用	1 3,158,978	1 3,274,130
営業利益	383,494	672,600
営業外収益		
受取利息	8	13
受取配当金	7	7
受取遅延損害金	56,510	69,380
償却債権取立益	19,417	24,432
助成金収入		40,637
その他	1,753	2,760
営業外収益合計	77,698	137,232
営業外費用		
支払利息	6,890	9,967
営業外費用合計	6,890	9,967
経常利益	454,301	799,866
特別利益		
固定資産売却益	2 152	
特別利益合計	152	
税引前当期純利益	454,454	799,866
法人税、住民税及び事業税	181,406	248,567
法人税等調整額	26,625	9,557
法人税等合計	154,781	258,124
当期純利益	299,673	541,742

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	680,942	435,942	435,942	1,048,172	1,048,172		2,165,057
当期変動額							
剰余金の配当				35,953	35,953		35,953
当期純利益				299,673	299,673		299,673
自己株式の取得						33	33
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計				263,719	263,719	33	263,686
当期末残高	680,942	435,942	435,942	1,311,892	1,311,892	33	2,428,743

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	0	0	7,734	2,172,793
当期変動額				
剰余金の配当				35,953
当期純利益				299,673
自己株式の取得				33
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	31	31	798	829
当期変動額合計	31	31	798	262,856
当期末残高	30	30	6,936	2,435,649

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	680,942	435,942	435,942	1,311,892	1,311,892	33	2,428,743
当期変動額							
剰余金の配当				35,952	35,952		35,952
当期純利益				541,742	541,742		541,742
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計				505,789	505,789		505,789
当期末残高	680,942	435,942	435,942	1,817,681	1,817,681	33	2,934,533

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	30	30	6,936	2,435,649
当期変動額				
剰余金の配当				35,952
当期純利益				541,742
自己株式の取得				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	113	113	299	185
当期変動額合計	113	113	299	505,603
当期末残高	83	83	6,636	2,941,253

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	454,454	799,866
減価償却費	78,256	89,139
有形固定資産売却損益(は益)	152	
貸倒引当金の増減額(は減少)	120,402	20,656
保証履行引当金の増減額(は減少)	6,269	6,263
賞与引当金の増減額(は減少)	1,627	5,602
助成金収入		40,637
受取利息及び受取配当金	16	21
支払利息	6,890	9,967
営業未収入金の増減額(は増加)	13,527	45,023
求償債権の増減額(は増加)	118,695	41,455
収納代行立替金の増減額(は増加)	850,470	827,358
前払費用の増減額(は増加)	7,266	4,470
長期前払費用の増減額(は増加)	1,123	371
営業未払金の増減額(は減少)	29,248	34,870
未払金の増減額(は減少)	15,924	8,060
前受収益の増減額(は減少)	7,749	41,161
収納代行預り金の増減額(は減少)	1,505,991	570,101
その他の資産の増減額(は増加)	3,037	5,688
その他の負債の増減額(は減少)	800	6,993
小計	1,226,150	558,437
利息及び配当金の受取額	16	21
利息の支払額	6,796	9,967
助成金の受取額		40,637
法人税等の支払額	166,964	191,502
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,052,404	397,626
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	24,230	1,802
無形固定資産の取得による支出	66,862	30,515
敷金及び保証金の差入による支出	1,052	3,362
資産除去債務の履行による支出	1,254	
有形固定資産の売却による収入	152	
敷金及び保証金の回収による収入	15,597	93
投資活動によるキャッシュ・フロー	77,650	35,587
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	700,000	
配当金の支払額	35,901	36,060
自己株式の取得による支出	33	
財務活動によるキャッシュ・フロー	735,935	36,060
現金及び現金同等物に係る換算差額		
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	238,818	325,978
現金及び現金同等物の期首残高	655,981	894,799
現金及び現金同等物の期末残高	1 894,799	1 1,220,778

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

主要な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 5年～20年

(2) 無形固定資産

定額法(自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法)によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、入金状況等を勘案して社内債権格付により分類し、過去の一定の算定期間における貸倒実績等により算定した損失見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 保証履行引当金

債務保証に係る損失に備えるため、過去の家賃保証の履行損失率を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4 収益の計上基準

当社の家賃保証にかかる保証料収入は、初回保証料・更新保証料と月額保証料に区分されております。

初回保証料・更新保証料は、実現主義の原則に従って契約時に収益計上しております。月額保証料は保証期間にわたって毎月次での収益計上を行っております。ただし、月額保証料が保証業務の提供にかかる直接コストを下回る契約については初回保証料・更新保証料を保証期間にわたって繰り延べる会計処理を適用しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

当社は免税事業者であるため税込方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	当事業年度
貸倒引当金	528,710

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

債権の貸倒による損失に備えるため、顧客の入金状況等を勘案した社内格付け等により債権を分類し、過去の一定期間における貸倒実績率等により算定した損失見込額を計上しております。将来、顧客の財務状況が悪化し支払い能力が低下した場合には、引当金の積み増し又は貸倒損失が発生する可能性があります。なお、通常の貸倒引当金の見積方法による計上に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、比較的短期間の滞納顧客の貸倒損失の発生リスクが中期滞納顧客と同程度になるものと仮定し、この見積り結果と通常の見積方法による見積り結果の中央値を追加計上しております。

2. 保証履行引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	当事業年度
保証履行引当金	79,314

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

債務保証に係る損失に備えるため、過去の家賃保証の履行損失率を勘案し、損失見込額を計上しております。将来、顧客の財務状況が悪化し支払い能力が低下した場合には、引当金の積み増しが発生する可能性があります。なお、通常の保証履行引当金の見積方法による計上に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、比較的短期間の滞納顧客の貸倒損失の発生リスクが中期滞納顧客と同程度になるものと仮定し、この見積り結果と通常の見積方法による見積り結果の中央値を平均貸倒引当率の算定に反映しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が少なくとも当面は続くとの前提のもと会計上の見積りを会計処理に反映しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

- 1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。
 当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業計年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額の総額	3,000,000千円	3,800,000千円
借入実行残高	300,000千円	300,000千円
差引額	2,700,000千円	3,500,000千円

- 2 保証債務残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
債務保証額(月額) (注)1	13,821,630千円	14,637,040千円
再保証額 (注)2	683,494千円	568,280千円
保証履行引当金	85,577千円	79,314千円
差引額	14,419,546千円	15,126,006千円

(注)1 賃借人の支払家賃等に対し債務保証を行っております。

- 2 ライフカード株式会社による債務保証(賃借人の一定期間の未収家賃に対するもの)について再保証を行っております。

(損益計算書関係)

- 1 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
支払手数料	1,094,299千円	1,313,528千円
貸倒引当金繰入	485,356千円	367,005千円
保証履行引当金繰入	6,269千円	6,263千円
給与手当	404,949千円	391,135千円
賞与引当金繰入	67,842千円	76,034千円
減価償却費	78,256千円	89,139千円

- 2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
車両運搬具	152千円	千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	17,976,600株			17,976,600株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式		112株		112株

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 112株

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第6回ストック・オプションとしての新株予約権						6,936
合計						6,936

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月19日 定時株主総会	普通株式	35,953	2.00	2019年3月31日	2019年6月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	35,952	2.00	2020年3月31日	2020年6月22日

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	17,976,600株			17,976,600株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	112株	株	株	112株

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第6回ストック・オプションとしての新株予約権						6,636
合計						6,636

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	35,952	2.00	2020年3月31日	2020年6月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	53,929	3.00	2021年3月31日	2021年6月21日

(注) 1株当たり配当額の内訳 普通配当2円
特別配当1円

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金	894,799千円	1,220,778千円
現金及び現金同等物	894,799千円	1,220,778千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、家賃債務保証事業を行っております。この事業を行うため、市場環境、契約状況等を勘案して、必要な資金を調達（銀行借入）しております。また、デリバティブを組み込んだ複合金融商品など、リスクの高い取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として現金及び預金、賃借人から保証料として受領した当社加盟店に対する営業未収入金及び保証債務の履行請求により取得する求償債権の他、当社が立替した入居者の家賃で収納代行会社から入金前の収納代行立替金があります。

営業未収入金、求償債権及び収納代行立替金は、賃借人の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、厳しい経済環境等により保証委託契約に従った債務履行がなされない可能性があります。営業未払金は、当社加盟店に対する集金代行手数料による債務であり、全て1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金の確保を目的としたものであります。借入金は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。また、収納代行預り金は、収納代行立替金のうち収納代行会社が入居者の口座から引落決済し、決算日時点で当社に入金済みのものになります。なお、収納代行預り金分は、入居者からの引落率が一定割合未満の場合に、引落決済取引が成立しない可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、家賃債務保証事業につき、営業管理規程及び回収関連規程に従い、保証に関する体制を整備しております。審査業務におきましては、厳格な審査基準に則り、適切な与信判断をするための知識・経験を持つ決裁権限者及び審査担当者が、定量情報と定性情報を総合的に評価したうえで、審査を行っております。また、信用リスクの高い案件については、カスタマーセンターにおいて、審査及び決裁を行っており、信用リスクに応じた審査体制を敷くことにより、保証債務の健全性の維持に努めております。

債権管理業務におきましては、代位弁済の抑制、求償債権の早期回収及び回収金額の増大を基本方針とし、信用コストの抑制に努めております。代位弁済の抑制につきましては、提携クレジットカード事業者と連携して、初期延滞者の延滞原因を把握し、適切な助言を行うことにより、延滞長期化の防止を図っております。また、賃借人の現況及び返済能力の早期把握に努め、返済正常化の可能性を見極めたうえで、条件変更の対応を行っております。求償債権の早期回収・金額増加に向けた取組みとして、個別案件毎の状況に応じた早期勧告を行っております。

さらに、リスクの顕在化により当社の経営に不測の影響を及ぼす可能性が生じる事態を回避すべく、信用リスクの計量化と信用リスク管理の高度化を図り、引当金の算定、自己資本管理に活用するなど、経営の健全性・安定性維持を図っております。

市場リスクの管理

当社における市場リスクとは、資産に占める割合の高い現金預金等の運用資産並びに求償債権の価値の変動と定めており、資産の主な源泉は家賃保証の対価としていただく保証料であることから状況に応じて運用方針の見直しにより、資産の保全、損失の極小化に努めております。

流動性リスクの管理

資金調達に係る流動性リスクは、各部署からの報告等に基づき経理課が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、手元流動性を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2020年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	894,799	894,799	
(2) 営業未収入金	480,906	480,906	
(3) 収納代行立替金	2,480,224	2,480,224	
(4) 投資有価証券 その他有価証券	336	336	
(5) 求償債権 貸倒引当金()	1,169,842 549,366		
	620,476	620,476	
資産計	4,476,744	4,476,744	
(1) 営業未払金	231,344	231,344	
(2) 短期借入金	300,000	300,000	
(3) 収納代行預り金	1,505,991	1,505,991	
負債計	2,037,336	2,037,336	

() 求償債権は貸倒引当金を控除しております。

当事業年度(2021年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,220,778	1,220,778	
(2) 営業未収入金	525,930	525,930	
(3) 収納代行立替金	3,307,582	3,307,582	
(4) 投資有価証券 その他有価証券	500	500	
(5) 求償債権 貸倒引当金()	1,211,298 528,710		
	682,588	682,588	
資産計	5,737,380	5,737,380	
(1) 営業未払金	266,214	266,214	
(2) 短期借入金	300,000	300,000	
(3) 収納代行預り金	2,076,093	2,076,093	
負債計	2,642,308	2,642,308	

() 求償債権は貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金、(3) 収納代行立替金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(5) 求償債権

求償債権については、入金状況等を勘案した社内格付等により債権を分類し、過去の一定の算定期間における貸倒実績等により算定した損失見込額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 営業未払金、(2) 短期借入金、(3) 収納代行預り金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	894,799			
営業未収入金	480,906			
収納代立替金	2,480,224			
求償債権()				
合計	3,855,931			

() 償還予定額が見込めないため記載しておりません。

当事業年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,220,778			
営業未収入金	525,930			
収納代立替金	3,307,582			
求償債権()				
合計	5,054,291			

() 償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注) 3 借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	300,000			
合計	300,000			

当事業年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	300,000			
合計	300,000			

(注) 4 保証債務については、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2020年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	106	70	35
債券			
小計	106	70	35
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	230	309	79
債券			
その他			
小計	230	309	79
合計	336	380	43

当事業年度(2021年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	301	153	147
債券			
小計	301	153	147
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	199	227	27
債券			
その他			
小計	199	227	27
合計	500	380	120

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項なし。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項なし。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しておりましたが、2015年3月より退職一時金制度から確定拠出制度へ移行しております。

2. その他退職給付に関する事項

退職一時金制度から確定拠出年金制度へ移行したことによる当事業年度の損益へ与える影響はありません。また、確定拠出年金制度への資産移換額は274千円であり、残り1年間で移換する予定であります。なお、当事業年度末時点の未移換額274千円は流動負債の「未払金」に計上しております。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度6,050千円、当事業年度7,374千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前事業年度	当事業年度
営業外収益のその他	798千円	299千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

当事業年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年4月1日に普通株式1株を普通株式3株とする株式分割を行い、2016年12月1日に普通株式1株を普通株式3株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

種類	第6回新株予約権
決議年月日	2016年8月9日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員64名
株式の種類及び付与数	普通株式 52,800株
付与日	2016年8月29日
権利確定条件	権利行使時に当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	
権利行使期間	2018年8月10日～2026年8月9日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年4月1日に普通株式1株を普通株式3株とする株式分割を行い、2016年12月1日に普通株式1株を普通株式3株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

ストック・オプションの数

種類	第6回新株予約権
決議年月日	2016年8月9日
権利確定前(株)	
前事業年度末	
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	
権利確定後(株)	

前事業年度末	41,700
権利確定	
権利行使	
失効	1,800
未行使残	39,900

単価情報

種類	第6回新株予約権
決議年月日	2016年8月9日
権利行使価格(円)	466
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	166.33

4. スtock・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産(固定)		
繰延税金資産		
前受保証料否認	51,734千円	64,340千円
保証履行引当金繰入超過額	26,207 "	24,289 "
貸倒引当金損金算入限度超過額	56,034 "	31,969 "
賞与引当金繰入超過額	24,497 "	26,427 "
未払事業税	7,068 "	10,076 "
長期前受保証料否認	2,122 "	2,328 "
その他有価証券評価差額金	13 "	"
その他	5,400 "	4,828 "
繰延税金資産(固定)小計	173,080千円	164,261千円
評価性引当額	2,065 "	2,817 "
繰延税金資産(固定)合計	171,014千円	161,444千円
繰延税金負債(固定)		
その他有価証券評価差額金	千円	36千円
繰延税金負債(固定)合計	千円	36千円
繰延税金資産(固定)の純額	171,014千円	161,407千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%	0.3%
住民税均等割等	2.5%	1.5%
評価性引当金額の増減	0.1%	0.1%
その他	0.1%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.1%	32.3%

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)及び当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社の事業セグメントは、家賃債務保証事業のみの単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
ライフカード株式会社	702,813	家賃債務保証事業

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
ライフカード株式会社	806,096	家賃債務保証事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	アイフル(株)	京都市 下京区	94,028,617	ローン事業 信用保証事業	(被所有) 直接35.65 間接2.10	諸経費の支払 (注)1 役員の兼任	業務の委託	1,118	未払金	160

取引条件及び取引条件の決定方針

(注)1. 諸経費の支払額については、アイフル株式会社より提示された金額を基礎として、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	ライフカード(株)	横浜市 青葉区	100,000	信販事業 信用保証事業		業務提携契約	業務の提携 (注)1	702,813		
						債務の保証	包括債務保証契約 (注)2	690,940		
							包括債務保証契約 (注)2	389,256		
						立替家賃の回収委託	立替家賃の回収	773,047	収納代行 立替金	52,889
						役員の兼任				

取引条件及び取引条件の決定方針

(注)1. ライフカード株式会社との業務提携契約にかかる受取保証料は、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。

2. ライフカード株式会社による債務保証(借入人の一定期間の未収家賃に対するもの)について再保証及び代位弁済を行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	アイフル(株)	京都市 下京区	94,028,617	ローン事業 信用保証事業	(被所有) 直接35.65 間接2.10	諸経費の支払 (注)1 役員の兼任	業務の委託	497	未払金	161

取引条件及び取引条件の決定方針

(注)1. 諸経費の支払額については、アイフル株式会社より提示された金額を基礎として、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	ライフカード(株)	横浜市 青葉区	100,000	信販事業 信用保証事業		業務提携契約	業務の提携 (注)1	806,096		
						債務の保証	包括債務保証契約 (注)2	574,153		
							包括債務保証契約 (注)2	334,846		
						立替家賃の回収委託	立替家賃の回収	602,017	収納代行 立替金	41,585
						役員の兼任				

取引条件及び取引条件の決定方針

(注)1. ライフカード株式会社との業務提携契約にかかる受取保証料は、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。

2. ライフカード株式会社による債務保証(賃借人の一定期間の未収家賃に対するもの)について再保証及び代位弁済を行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	135.11円	163.25円
1株当たり当期純利益金額	16.67円	30.14円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	299,673	541,742
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	299,673	541,742
普通株式の期中平均株式数(株)	17,976,491	17,976,488
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		
(うち新株予約権)(株)		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第6回新株予約権 新株予約権の数 139個	第6回新株予約権 新株予約権の数 133個

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	24,091			24,091	6,347	2,267	17,743
工具、器具及び備品	26,718	1,802		28,521	22,976	2,730	5,544
有形固定資産計	50,809	1,802		52,612	29,324	4,998	23,288
無形固定資産							
ソフトウェア	410,185	7,809		417,994	238,033	82,841	179,961
ソフトウェア仮勘定	29,201	33,819	726	62,294			62,294
商標権	1,913	33		1,946	448	191	1,498
その他	140			140			140
無形固定資産計	441,440	41,662	726	482,376	238,482	83,032	243,894
長期前払費用	2,756	489		3,246	2,415	861	830

(注) 1. ソフトウェアの当期増加額は、主にシステム機能追加に伴うものであります。

2. ソフトウェア仮勘定の当期増加額は、主にアプリ開発に伴うものであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	300,000	300,000	1.1	
合計	300,000	300,000		

(注) 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	549,366	528,710	387,661	161,704	528,710
賞与引当金	70,432	76,034	70,432	-	76,034
保証履行引当金	85,577	79,314	-	85,577	79,314

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、求償債権の貸倒実績率による洗替額であります。
 2. 保証履行引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	60
預金	
当座預金	614
普通預金	1,219,291
別段預金	811
計	1,220,717
合計	1,220,778

営業未収入金
 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社センデン	37,234
株式会社京都ライフ	17,778
株式会社パワーステーション	17,080
株式会社山一地所	16,702
株式会社ケイアイコミュニティ	15,447
その他	421,687
合計	525,930

営業未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) (C) × 100 (A) + (B)	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
480,906	2,528,879	2,483,855	525,930	82.53%	72.66日

(注) 非課税につき消費税等は含まれておりません。

求償債権

保証債務の履行により生ずる求償債権は1,211,298千円であります。

収納代行立替金

立替家賃の回収委託により生ずる収納代行立替金は3,307,582千円であります。

営業未払金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社センデン	24,441
株式会社京都ライフ	13,383
株式会社山一地所	10,826
株式会社パワーステーション	9,657
株式会社ケイアイコミュニティ	9,344
その他	198,561
合計	266,214

収納代行預り金

区分	金額(千円)
SMBCファイナンスサービス株式会社	2,076,093
合計	2,076,093

前受収益

保証料として一括して受け入れた未経過保証料のうち、1年以内に営業収益へ計上される見込みのものは210,093千円であります。

短期借入金

区分	金額(千円)
株式会社みずほ銀行	300,000
合計	300,000

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
営業収益 (千円)	998,782	1,890,673	2,771,759	3,946,730
税引前四半期(当期)純利益金額 (千円)	183,051	384,766	571,904	799,866
四半期(当期)純利益金額 (千円)	124,394	260,762	387,231	541,742
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	6.92	14.51	21.54	30.14

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	6.92	7.59	7.04	8.60

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号三井住友信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.anshin-gs.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第18期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)2020年6月23日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月23日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第19期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)2020年8月11日関東財務局長に提出。

第19期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)2020年11月12日関東財務局長に提出。

第19期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)2021年2月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2020年6月25日関東財務局長に提出。

上記2020年6月25日提出の臨時報告書の訂正報告書を2020年10月2日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月22日

あんしん保証株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 岡田博憲
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 黒崎浩利

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあんしん保証株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あんしん保証株式会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸倒引当金の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、財務諸表等の注記事項「(重要な会計上の見積り)及び(追加情報)」に記載されているとおり、顧客の入金状況等を勘案した社内格付け等により債権を分類し、過去の一定期間における貸倒実績率等により算定した損失見込額を貸倒引当金(528,710千円)として計上している。また、貸倒引当金には新型コロナウイルス感染拡大の影響に鑑み、比較的短期間の滞納顧客の貸倒損失の発生リスクが中期滞納顧客と同程度になるものと仮定し、この見積り結果と通常の見積り方法による見積り結果の中央値を追加計上するという見積りが含まれている。これらの重要な仮定や見積りには、当該感染症の広がり方や収束時期に関して会社が置いた仮定が反映されているが、当該仮定には統一的な見解がないため、見積りの不確実性や経営者による主観的な判断の程度が高い。</p> <p>経営者の重要な見積りや当該見積りに用いた仮定が、顧客の貸倒損失の発生リスクを適切に反映していない場合には、貸倒引当金が適切に算定されないリスクが存在している。したがって、これらの重要な見積りや当該見積りに用いた仮定の検討を含む引当額の妥当性は、当監査法人の監査上の主要な検討事項である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸倒引当金の計上プロセスに関連する内部統制の整備・運用状況の有効性について主に下記に焦点を当てて評価した。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 貸倒引当金計上基準等を含む貸倒引当金の計上方法の承認 2) 直近の経済環境やリスク要因の貸倒引当金への反映 ・顧客の入金状況等を勘案した社内格付け等による債権の分類、及び過去の一定期間における貸倒実績率等により算定した損失見込額を含む、会社の見積り方法の合理性を検証した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響拡大による追加引当額が、不確実性の高い環境下においても、過度に悲観的でも過度に楽観的でもなく、不合理でない予測に基づいているかどうかについて、外部機関が公表している直近の滞納率データ等に基づく貸倒リスクの変動幅と比較して検討した。

保証履行引当金の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、財務諸表等の注記事項「(重要な会計上の見積り)及び(追加情報)」に記載されているとおり、過去の家賃保証の履行損失率を勘案し、損失見込額を保証履行引当金(79,314千円)として計上している。また、保証履行引当金には新型コロナウイルス感染拡大の影響に鑑み、比較的短期間の滞納顧客の貸倒損失の発生リスクが中期滞納顧客と同程度になるものと仮定し、この見積り結果と通常の見積り方法による見積り結果の中央値を平均貸倒実績率の算定に反映するという見積りが含まれている。これらの重要な仮定や見積りには、当該感染症の広がり方や収束時期に関して会社が置いた仮定が反映されているが、当該仮定には統一的な見解がないため、見積りの不確実性や経営者による主観的な判断の程度が高い。</p> <p>経営者の重要な見積りや当該見積りに用いた仮定が、顧客の貸倒損失の発生リスクを適切に反映していない場合には、保証履行引当金が適切に算定されないリスクが存在している。したがって、これらの重要な見積りや当該見積りに用いた仮定の検討を含む引当額の妥当性は、当監査法人の監査上の主要な検討事項である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保証履行引当金の計上プロセスに関連する内部統制の整備・運用状況の有効性について主に下記に焦点を当てて評価した。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 保証履行引当金計上基準等を含む保証履行引当金の計上方法の承認 2) 直近の経済環境やリスク要因の保証履行引当金への反映 ・過去の家賃保証の履行損失率を勘案した損失見込額を含む、会社の見積り方法の合理性を検証した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響拡大による追加引当額が、不確実性の高い環境下においても、過度に悲観的でも過度に楽観的でもなく、不合理でない予測に基づいているかどうかについて、外部機関が公表している直近の滞納率データ等に基づく貸倒リスクの変動幅と比較して検討した。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、あんしん保証株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、あんしん保証株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。